

箱館奉行支配向について

向井, 晃 / MUKAI, Akira

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

115

(終了ページ / End Page)

125

(発行年 / Year)

1970-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010903>

箱館奉行支配向について

向 井 晃

箱館奉行は江戸幕府遠国奉行の一つで、蝦夷地の支配に当たった。寛政十一年正月に東蝦夷地を幕府直轄とし、蝦夷地取締御用がおかれ、享和二年二月に蝦夷地奉行、三ヶ月後に箱館奉行と改め、文化四年三月に西蝦夷地も含め松前奉行と改称した。文政四年十二月に蝦夷地は松前氏に返還されて奉行は廃止された。

嘉永六年のベリー来航により箱館も開港され、外国との正式の交渉が始まることになり、安政元年六月に箱館並に附近五六里の地が上知され、箱館奉行が再びおかれることになった。以後蝦夷地の大部分を直轄とし幕末に至った。

一 箱 館 奉 行

箱館奉行は前期には大体二名おかれ、安政以後も始め二名であったが、安政三年七月には三名となり、その際老中阿部伊勢守より次のように令達された。

蝦夷地御開之儀は、不容易御大業に有之、殊更魯西亜と接境之

箱館奉行支配向について（向井）

地、北門之鎖鑰、御大切之辺垣に付、此度箱館奉行三人役に被仰付候間、壹人は当地に罷在、兩人は彼ノ地に在勤、右之内申合、一人充蝦夷地惣体巡撫致し、夏分は、北蝦夷地江も渡海、暫時罷在、御取締向取計、其余墾田を始、産物取開方等、一同申談、十分に世話致し、御成功拂取、御安心被遊候様可相心得候。

右の如く従来の国防、アイヌの撫育に今回は開拓、産業開発も目的とされた。なお蝦夷地巡回は文久元年まで行われた。奉行は安政五年には四名となったが、後減じて三名又は二名となり、この間他の職と兼任したり、或は任期が短くて箱館に在動しないものもあった。文久三年には箱館奉行並が一名おかれた。

二 箱館奉行支配向の役名

支配向の役名について、前期は「吏徴附録」の廃職の部に松前奉行の次にまとめられている。

松前奉行支配吟味役 六人

百五十俵高 御役料三百俵

松前奉行支配吟味役格 三人

百五十俵高 御役扶持拾人扶持 御役金五十兩

松前奉行支配調役 十四人

百五十俵高 御役扶持十人扶持

松前奉行支配調役並 七人

百俵高 役扶持七人扶持

松前奉行支配調役下役元⁽³⁾ 四人

八十俵高 三人扶持 役金十兩

松前奉行支配調役下役 廿人

三十俵三人扶持高 役扶持三人扶持

松前奉行手附出役 十人

蝦夷地在住出役 廿五人

松前奉行同心 六十人⁽³⁾

支配向人員 一四九人

箱館奉行設置の初期、享和三年當時は、吟味役、調役、同並、同下役、在住之者、千人同心子弟厄介之者等都合百貳拾七人であつた。⁽³⁾

安政元年の箱館奉行再置後、役名の吟味役は組頭、安政六年四月に調役下役は定役と改称された。

安政初年には組頭、調役、同並出役、同下役元⁽³⁾、調役下役、同出役、同心組頭、同心まで百二十人余り、他に足輕二百四十人、別に陪臣、浪人がいた。⁽³⁾

安政三年頃は二百二十人程、安政四年には二百九十人に蝦夷地在住（陪臣、浪人を含む）七十人余りがいた。⁽³⁾

安政六年五月改の「函府人名録」にまとまつてみえるので次に紹介する。

組頭 三人

百五十俵高 御役料三百俵 御役金百廿兩

同勤方 三人

御役料百五十俵 其他同斷

調役 七人

百五十俵高 御役扶持十人フチ 御役金九十兩

同並 十二人

百俵持フチ 役扶持七人フチ 役金七十兩

同出役 八人

持高 扶持七人フチ 役金五十兩

支配勘定格

定役元⁽³⁾ 三人

百俵高持フチ 役フチ五人フチ 役金四十五兩

定役元⁽³⁾ 二人

八十俵高

其他右同斷

定役 五十八人

高三十俵三人フチ 役フチ三人フチ 役金三十五兩

同出役 三十八人

持高 役フチ三人フチ 役金三十五兩

同 見習 八人

同出役見習 二人

定役格

通弁御用 一人

同心組頭 五人

高二十俵二人フチ 役金七兩 勤金一ヶ月二分

同格 六人

右同断 筆墨代一ヶ月五匁

同心 百十三人

高二十俵二人フチ 御手当金六兩

同心仮御抱 十人

十俵一人半フチ 御手当金三兩

同心見習 三人

足輕小頭 六人

御給高四石二斗二人フチ 外御手当金四兩

足輕 百人

御給高四石二斗二人フチ

水主足輕 三十五人

牧場足輕小頭 三人

御給六兩 二人フチ

同足輕 四人

御給金五兩 一人フチ

手附出役 九人

御役扶持五人フチ 上下席五人フチ

箱館奉行支配向について(向井)

羽折席三人フチ 何レ共御手当四兩

江戸御役所書物御用出役 二十五人

以上銀十枚 上下席金六兩 羽折席金五兩 何も筆墨料一兩

同

箱館御役所書物御用出役 二人

諸術調所教授役 一人

同出役 一人

御雇 八人

御雇医師 十二人

与力 四人

現米八十石

蝦夷地在住惣領始厄介 百八人

三 支配向の誓詞

幕府の役人は就任に際し、その職責を遂行する旨の誓詞を呈出した。奉行関係については「日本財政経済史料」巻四官制之部に町奉行と遠国関係の京都・大坂・堺・駿府・山田・下田・浦賀・新潟・佐渡・長崎の各奉行の誓詞の起請文前書がみられる。又支配向については新潟・佐渡・長崎の各奉行支配組頭の分がある。

箱館奉行については前書に項目として前期の松前奉行の名であり、殆どが前期(文政四年まで)の記事で、僅に安政元年甲寅六月晦日として箱館奉行再置の記事がある。なお前記各奉行の項の終りにでている誓詞はない。

箱館奉行の誓詞については「休明光記附録」に蝦夷地奉行、同

支配吟味役、調役、調役並の分がみられ、再置後の分については箱館奉行支配組頭動方の分が「力石勝之助關係文書」にみえる。吟味役と組頭は役名の改称したものである。この二つを次に紹介する。

起請文前書

一 今度箱館奉行支配吟味役被 仰付候。弥重
公儀、御為第一奉存、御後閣儀無之、万端箱館奉行差図を請可相動候。尤心附候儀は聊遠慮を不加箱館奉行可申違候事。

一 御一門方を初諸大名諸侍輩ニ対 御為惡心を以申合、一味仕間敷事。

一 從跡々被 仰出候御法度之趣堅相守、自今以後被 仰出候御条目壁書等是亦違背仕間敷事。

一 御隱密之儀他言仕間敷事。

一 一切支丹宗門之儀、随分念入心掛、疑者有之候者急度遂會議、箱館奉行可申違事。

一 御用之儀ニ付同役人中惡敷不仕、惣而依怙最賈無之、万端廉直に可仕事。

一 蝦夷人ども仕置之儀念入取計、産業衰微不仕様心掛可申候。勿論諸運上等之儀、宜様申談、万事正路取計可申事。

附、家来共は不及申、彼地江携候諸商人等、對蝦夷人非分之儀無之様為仕可申事。

右条々雖為一事於致違犯者

罰 文

享和二年十一月十一日
（休明光記（附録）） 村田鉄太郎書判
調役、調役並の場合、第一項の後半「箱館奉行……」以下は「箱館奉行同吟味役之差図を請可相動事。」とあり、第二項の前半の「諸侍輩」とあるのが「諸傍輩」になっているが、他奉行の場合は後者になっている。この他は若干の字句を除いて同一の文面である。

起請文前書

一 今度箱館奉行支配組頭動方被 仰付候。弥重

公儀、御為第一奉存、御後閣儀無之、万端箱館奉行差図を請可相動候。尤心附候儀者聊遠慮を不加箱館奉行可申違候事。

一 御一門方を始諸大名諸傍輩と、奉對御為惡心を以申合、一味仕間敷事。

一 從跡々被 仰出候御法度之趣堅相守、自今以後被 仰出候御条目壁書等にて又違背仕間敷事。

一 御隱密之儀他言仕間敷事。

一 一切支丹宗門之儀、随分念入心掛、疑敷者有之候ハ、急度遂會議、箱館奉行可申違事。

一 御用之儀ニ付同役人中惡敷不仕、惣而依怙最賈無之、万端廉直に可仕事。

一 箱館表仕置之儀念入取斗、産業衰微不仕様心掛可申候。勿論諸運上等之義宜様申談、万事正路ニ取斗可申事。

右条々雖為一事於致違犯者

罰 文

安政二年八月廿三日

力石勝之助^{花押}

竹内下野守殿

堀 織部正殿

(力石勝之助関係文書)

前期の吟味役の分と較べて第七項の始め「蝦夷人ども」が「箱館表」とかわり、「附、家来共……」はない。第一項の役名「吟味役」が「組頭勤方」となり、その他は若干の字句を除いて同一文面である。

この起請文前書より考えると、第五項の「切支丹宗門……」は長崎奉行を除いて他奉行ではみられず、前期ではロシア人の北方よりの進出、開港後の外国人の影響について特に重点がおかれたことが判明する。

一般に示した高札に於ても、文化年間においては、

掟

一 邪宗門にしたかふもの、外国人にしたかふもの、其罪重かるべし

一 人に疵付、又は盗するものは、其ほとに⁽⁹⁾応し咎あるべし

一 人を殺したるものは、みな死罪たるべし

これが安政四年の蝦夷地高札としては

掟

一 公儀より立置れ候宗門の外にしたかふもの、其罪おもかるべし

一 人を殺したるものは、死罪たるべし

一人に疵付又は盗するものは、其ほとに⁽¹⁰⁾応し咎あるべし

箱館奉行支配向について(向井)

となり、開港後も表現を変えて厳禁されていた。

他の項目はほぼ同様の趣旨が述べられ、その場所特有の事項が第七項のように述べられている。

箱館奉行支配向においては、前期の松前氏より上知に際し、アイヌ人に対する和人の非道が問題になっていた為、アイヌ人に対する取扱いが特に注意されて、「附、……」が特記されたものと考えられる。安政以降では和人も蝦夷地に多くなった為に「箱館表」として、特に蝦夷人と強調していない。

四 箱館奉行の支配地

箱館奉行の行政地区は広大であった。安政二年の蝦夷地一円上知に際し次の村々並に蝦夷地を請取った。

箱館在

木古内村、鹿部、砂原、掛洞、鷲木、^(子カ)薄部

西在

熊石村、泊川村、相沼内村、蚊柱村、三ッ谷村、突符村、小

茂内村、乙部村

東蝦夷地

ヤムクシナイ、アブタ、ウス、エトモ、ホロボツ、シラライ、

ユウブツ、サル、ニイカツブ、シツナイ、ミツイシ、ウラカ

ワ、シヤマニ、ホロイヅミ、トカチ、クスリ、アツケシ、子

モロ、クナシリ、エトロフ

西蝦夷地

クトウ、ヲコシリ、フトロ、セタナイ、シマコマキ、スツキ、

法政史学 第二十二号

スツ、ヲタスツ、イソヤ、イワナイ、フルウ、シヤコタン、
ビクニ、フルビラ、ヨイチ、ヲシヨロ、タカシマ、ヲタルナ
イ、イシカリ、アツタ、ハマ、シケ、マシケ、ル、モツペ、
トマ、イ、テシホ、テウレ、ヤンゲシリ、ソウヤ、リイシリ、
レブンシリ、モンベツ、シヤリ、北蝦夷地⁽¹⁾

場所には定役・同心がおり、主要な中心地には調役、同並が駐
在し、次の八ヶ所に分けて数ヶ場所を受持つており、更に奉行を
補佐する組頭・同勤方が巡回して監督した。

室蘭詰 一人 持場 山越内より沙流領迄

様似詰 一人 同 新冠より十勝領迄

厚岸詰 一人 同 釧路より根室領迄

択捉 一人 同

国後 一人 同

寿都詰 一人 持場 久遠より古宇領迄

石狩詰 一人 同 積丹より増毛領迄

留萌詰 一人 同 増毛より斜里領迄 一円

但し 夏分 宗谷へ相詰

冬分 増毛へ引取り候積り

北蝦夷地 二人 但冬分引上ゲ古前江越年の積り⁽¹²⁾

右は安政二年の場合であるが、万延元年の蝦夷地懸り之内、定
役の蝦夷地持場割によると、

エトロフ・クナシリ、北蝦夷地・スツ、モロラン、アツケ
シ・シヤマニ、イシカリ・ソウヤ⁽¹³⁾

となつて五つに分けられている。

エトロフ・クナシリと北蝦夷地はそれ／＼ロシアとの接触地で
あり、スツ、モロラン、アツケシ、シヤマニ、イシカリ、ソウ
ヤは各地方の中心地として考慮されたものである。

五 支配向の職務

支配向の職務についてまとめたものは殆んどなく、僅かに島
義勇の「入北記」⁽¹⁴⁾の内に安政四年八月頃のもののみがみられる。

箱館詰として箱館奉行支配組頭以下御雇まで、なお御勘定の名
前もある。掛役とその職名、東西蝦夷地の各場所詰の氏名もでて
いる。その職名をあげてみると、

公事方掛	地方掛	産物掛	村上 愛助
牧場掛	應接掛	沖ノ口掛	
蝦夷地掛	手形掛	新銭吹立掛	
御蔵掛			
公事方掛	地方掛	御武器掛	向山栄五郎
産物掛	應接掛	牧場掛	
蝦夷地掛	御蔵方掛	御船製造掛	
町方掛	應接掛	芸術掛	三田 喜六
蝦夷地掛			
御武器掛	御普請掛	新銭吹立掛	板倉庄次郎
地方掛	沖ノ口掛	手形掛	山田 九助
産物掛	牧場掛		
地方掛	産物掛	町方掛	代島 剛平
牧場掛	蝦夷地掛	御台場掛	

このように多くの掛を兼任している者が八人いるが、調役乃至下役のもので、同心以下は各掛に配属されている。

沖ノ口掛、町方掛、御役所書役、新銭吹立掛、御蔵方、御台場掛、御船製造掛、金銀諸産物掛、御武器掛、御馬掛、御普請掛、炮術教授役

これら掛の構成を別の史料「幕末外国関係文書」により紹介する。

運上会所掛

調役 一、元メ 一、下役 五、名村五八郎、立広作(通詞)、同心 一〇、足輕 五、水主 一一、通詞 三、金銀坐々人 二、小遣 三、御用達手代 六、問屋共、立会 一、泊番 下役 一、同心 三、足輕 四、通詞 一、御船製造掛 元メ 二、下役 一、同心組頭格 一、同心 三会所掛

組頭 一、調役 一、手附出役 二、下役 二、同出役 一産物会所掛(江戸)

組頭 一、調役 一、調役並 一、下役 四、書物御用出役手附出役之内六、同心二

御台場并亀田御役所土屋御普請掛

組頭 一、調役並 一、下役元メ 一、諸術教授役 一、下役一、同心 二

ウスアフタ牧足輕

頭取 二、平 三、同見習 一、くしゆんこたん勤番所詰

箱館奉行支配向について(向井)

調役 一、定役・同心・足輕各 二、医師 一
石狩御直場所詰合

調役 一、調役並出役 一、定役 二、同心 三、足輕 四
別表に遠国奉行、対外交渉関係として類似の神奈川、長崎、新潟の各奉行支配向も参考として、箱館奉行支配向の職名を列記した。(別表一二二—一二三頁)

それぞれ後に記した図書より抽出して整理したが、箱館については臨時に設置された職務はまだあると考える。神奈川と新潟についてはほぼまとまっていたのでこの程度と考える。長崎については上級の役職の職務名でまだ細かい下級の者の職務はあると考えられる。

神奈川奉行支配向では開港の影響が非常に強く、外国人関係、交易についての職務が多い。

長崎奉行支配向では従来より交易は続けられていたが、海軍伝習、製鉄関係等に特色がみられる。

新潟奉行支配向では開港予定の内にあり、設置も箱館と近い時期であったが、対外関係についてあまりみられず、砂防関係が目立つものである。

以上に比して箱館奉行支配向では開港の影響は勿論であるが、更に開拓、産業の開発について特色がみられる。

公事方は訴訟を扱い共通にみえる。

応接掛は外国人との応待に当り、次に文書は反訳方にいる通詞が会話の通訳と共に翻訳に当った。

交易掛は貿易の事務に当り、沖ノ口掛は内外人の出入りの検閲

箱館奉行支配向

公事方（公事方掛）
 応接掛
 反枳方（通詞）
 交易掛
 沖ノ口掛
 運上会所掛
 帳面方
 手形掛
 御蔵方掛
 俵物方
 山艮交易掛
 産物会所掛
 【箱館・江戸・大坂等】
 産物掛（産物取開掛）
 金銀諸産物掛（金銀山掛）
 諸術調所掛
 御船製造掛
 新銭鑄立掛
 陶器所掛
 牧馬掛
 植物掛
 御備薬種掛

神奈川奉行支配向

公事吟味物掛
 訴訟所掛（訴訟掛）
 御運上所御役掛
 尋問方
 （来意尋問掛、尋問掛）
 御帳面掛
 御金方掛（御金掛）
 貫目所御改掛
 （輸出入改掛、改掛）
 借庫掛
 上屋掛
 月番掛
 書翰掛
 異国人引合方（引合掛）
 居留地掛
 定式御普請掛
 臨時御普請掛
 御小買物掛
 御入用掛
 御船掛
 弁天掛
 江戸取扱
 神奈川取扱

長崎奉行支配向

公事方掛り
 会所掛
 応接掛
 外国掛
 商法掛
 書物掛
 分限帳記録掛
 普請掛
 製鉄所掛
 産業掛
 波戸場掛
 寄場掛
 文武教授掛
 文学世話掛
 武術世話掛
 伝習掛
 洋学世話掛
 運用掛
 御備場係
 （大日本古文書
 幕末外国関係文書）

新潟奉行支配向

公事方掛
 書役
 仲金取立掛
 手形改役並書物方掛
 御普請掛
 武術稽古場掛
 御武器掛
 地方掛
 市中定廻役
 隠密掛
 砂除掛
 諸苗木植付掛
 州崎御番所詰
 大川前外四ヶ所御番所詰
 （新潟市史）
 【箱館関係の掛】
 ・町奉行所の分掌の内に（江戸）
 箱館産物会所取締掛
 （佐久間長敬）
 （江戸町奉行事蹟問答）
 ・大坂町奉行所の内に
 箱館産物会所掛
 （大阪市史）

御普請掛

運上・産物会所御普請掛

弁天崎御台場普請掛

亀田御役所土塁普請掛

居留地築立掛

航海掛

御武器掛

芸術掛

御馬掛

砲術教授方

学問教授方

地方掛

勸農方

蚕養方

町方掛

牢屋掛

市中掛 (市中取締掛)

諸色掛 (諸色取締掛)

蝦夷地掛

土人風俗改方

(大日本古文書

幕末外国関係文書)

地方掛

書役

市在十里四方御取締

(市在取締)

市中定廻り

出火見廻役

御武器掛

御武器取扱方

武術師範役

武術教授方

鎗術教授方

砲術教授方

太鼓教授方

御馬掛

翻訳掛 (通詞)

横浜市史

(横浜市史稿)

箱館奉行所における奉行以下の席次

外国官吏御役所へ罷出応接之砌奉行衆御目付衆其外役々出席順

左之通

奉行衆

御目付方

組頭

調役

御勘定

御勘定格

御徒目付

調役並

支配勘定格

定役元

御徒目付

定役元

定役

御普請役

御小人目付

右之通取極候積

(函館税関沿革史)

を担当した。

運上会所掛は荷物の出入り、関税を扱い、その記録については帳面方、支払業務に関しては手形掛も加わっている。倉庫については御蔵方が担当した。

俵物方は以前より長崎において中国貿易の必需品である海産物を特に扱うものである。

山組交易掛は以前より行われていた北蝦夷地における満州関係の交易を扱う特殊な職務である。

産物会所掛は箱館の他に江戸、大坂等にもあり、蝦夷地の産物を扱った。

産物掛（産物取開掛）は産業関係を扱うが、金銀諸産物掛は主として鉱山関係、牧場掛、陶器所掛等は名前の通りである。

諸術調所掛は産業技術の研究機関ともいふべき職務であるが、製鉄関係、航海術の教授、洋書の研究が行われた。

御船製造掛は造船に当ったが特に西洋型帆船の製造も行い、産業関係では見るべき成果をあげた職務の一つである。

新銭鑄立掛は蝦夷地で通用させた箱館通宝の製造に当った。

普請掛は亀田御役所土塁（五稜郭）を始め開港に際して多くの建設に従事した。

芸術掛は武芸を扱い、専門については御馬掛以下が当った。

地方掛は民政方面を担当するが、勸農方などは開拓関係に当った。

町方掛は箱館の町政の監督を行い、刑事、商業関係は夫々市巾掛、諸色掛が担当した。

蝦夷地掛は東西蝦夷地全般を扱った。

土人風俗改方はアイヌの撫育に関するもので、前期から行われていたアイヌの日本への同化、融和に当った。

本来の産業であった漁業については各地の場所で行っていた為か、蝦夷地掛の担当部門とも考えられ、特に掛は設けなかったようである。

なお別表後段で箱館奉行所における席次を列記したが、箱館奉行支配向と共に、立合方として御目付、御勘定、御徒目付、御普請役、御小人目付が列席して監察などの職務を遂行していた。

六 結 語

箱館奉行支配向においては、他の遠国関係（神奈川、長崎、新潟等）の諸奉行支配と較べて開港場として類似する点が多い。更に安政初年の再置に当って期待された蝦夷地の開拓、産業の開発についても組織的に努力を行った。しかし広大な支配地に対して人員は少く、徐々に増加していったが、実務（農業等）に当る開拓者が十分に集まらなかった。遠隔地で寒冷な気候の為、土分の移住者（蝦夷地在住）に多くの手当も出されたが、応募者も少なく、期待された成果は少い。

しかし箱館奉行の施政の方向は次の時代に引継がれていった。前期の職務については余り判然としていないが、再置後は前述の如く詳細なものである。この組織が箱館奉行の施策を遂行し、幕末の短期間ではあるが、国防、アイヌの撫育、そして次代の産業開発の種をまくことができたものと考えている。

注

- (1) 「大日本古文書・幕末外国関係文書」付録四 二二三頁
- (2) 「続々群書類従」七 一三六頁
「古事類苑」官位部七四 遠国奉行 七二五頁
- (3) 「新撰北海道史」第五卷（以下「道史」と略称）六九一—二頁
- (4) 「樺太施政沿革」維新以前下 七四頁
- (5) 「函府人名録」市立函館図書館所蔵
- (6) 「旧幕府」四の三—四、「柳営補任・懐中便覧」を参照。
- (7) 「道史」 八八九頁
- (8) 「力石勝之助関係文書」市立函館図書館所蔵
- (9) 「幕末外国関係文書」付録四 三〇九頁
- (10) 同右 七五七頁
- (11) 「道史」 一四二八—一四三〇頁
- (12) 高倉新一郎「アイヌ政策史」 三四八頁
- (13) 「幕末外国関係文書」三四 三三二頁
- (14) 「島義勇先生遺稿」（雑誌「佐賀」抜萃）市立函館図書館所蔵